「令和7年台風第15号災害静岡県義援金」の募集について

令和7年9月5日の台風第15号により、静岡県内各地で発生した竜巻・突風、浸水災害に対して、10市町(静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町)に、災害救助法が適用されました。

静岡県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援 金の募集を実施することになりましたので、お知らせいたします。

記

- 1受付期間 令和7年9月9日(火)~令和7年12月8日(月)
- 2募集要綱 別紙要綱

以上

# 「令和7年台風第15号災害静岡県義援金」募集要綱

社会福祉法人静岡県共同募金会

### 1 趣旨

令和7年9月5日の台風第15号により静岡県内各地で発生した竜巻・突風、 浸水災害に対して、10市町(静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝 市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町)に災害救助法が適用されました。 静岡県共同募金会(以下「本会」という。)では、静岡県及び日本赤十字社静 岡県支部と調整の上、この災害により被災された方々を支援することを目的に 義援金を募集します。

### 2 義援金の名称

令和7年台風第15号災害静岡県義援金

#### 3 受付期間

令和7年9月9日(火)から令和7年12月8日(月)まで

### 4 義援金の受け入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00920-6-335963	はずおかけんきょうどうぼきんかいたいふうだい 15 ごうさいがいぎえんきん 静岡県共同募金会台風第 15 号災害義援金

- ・ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口からの払込手数料及び「ゆうちょ通帳アプリ」 からの払込手数料は無料
- ・窓口へ「料金免除口座への寄付金(義援金)の払込み」とお伝えください。
- ※ ゆうちょ銀行のATM及びゆうちょ(Biz)ダイレクトを利用する場合や、 ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込の場合、振込手数料がかかります。
- ※ ゆうちょ銀行の「振替払込請求書兼受領書」は、領収書の代わりとして「免税 証明書」となります。

### 5 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。

#### 6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、ゆうちょ銀行窓口で受け取られる「振替払込請求書兼 受領書」に本募集要綱を添えてご提出ください。

#### 【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

- 7 その他 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
- 8 問い合わせ先

社会福祉法人静岡県共同募金会 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館シズウエル4階

(電話) 054-254-5212

(FAX) 054-254-6400

(E-mail) 22@shizuoka-akaihane.or.jp

## 附則

この要綱は、令和7年9月9日から施行します。